

## 定款自治と定款変更 (その変更の勘所)

定款自治？ 今年初め、この言葉に初めて接したとき何のことも解らなかった。5月施行の会社法との文脈の中で出てきた言葉だが、有り体に言えば「会社法では、商法時代と違って経営の自由度が拡大する」ということだった。「自治」は言葉を転換すれば「自由」に繋がる。自治強化は自由度の増加である。その意味で、一方で規律の強化も図っているが、会社は定款を変えることによって「色々なことが出来る」ようになった。それを「定款自治」と呼んでいるのだ(と思う)。

会社を設立する時、全ての会社は定款を作成する。しかし、その中で関心を持ったのは「商号」と「事業目的」「決算期」位ではないだろうか。自分の経験で言えば、それ以外は全て「既定のフォーマット」に従って作って貰った。定款にはいろいろ書かれているが、その殆どに関心を持たなかった。それは多くの中小企業の社長にとっても同じだったのではないか。今まで、定款とはそうした存在に過ぎなかったのだ。その代表的なものが「株式」に関する事項だ。実際、株券など発行していないのに株式に関する規定を色々定款に書き並べている。

しかし、思い直して見れば、会社の全てを規定する定款がそれでいい筈がない。まして、定款自治の時代に入ったのだ。

会社法が施行されてから定款への関心が増えている。そうした相談にのるうち、今の定款をどう変えるかに関心を持つようになった。「作らなくてはいけないから作るもの」から「会社の方向に沿ったものを作る」べきだと思うようになったのだ。それは、商法時代には考えられなかったことである。勿論、非公開中小会社の話であるが、機関設計柔軟化だけでなく事業承継対策条項等にも関心が向けられている。

取り敢えず現在の定款でそのまま走る「みなし規定」で行くにしても、いずれ定款変更を行うことになる。それが今年になるのか来年になるかわからないが、「その時」は確実にやってくる。

定款には「絶対的記載事項」と「相対的記載事項」があるが、「絶対的記載事項」は 目的、商号、所在地、発行可能株式数、だけとなり、

あとは「相対的記載事項」となった。その「相対」が大幅に増加した。「相対」の内、最も特徴的なのは会社機関の設置である。聞き知っていると思うが、新会社法の下では、全ての会社が設置しなければならない機関は株主総会と取締役だけで、それ以外の機関(取締役会とか監査役)を設置するには定款への記載が必要となった。つまりは、株主総会及び取締役以外の機関設置は基本的に自由となったのだ。

従って、どのような会社を指向するかで機関設計は異なってくる。例えばSMCのような独り会社は、取締役1名(任期10年)で「取締役会、監査役は無し」を選択するだろうし、従来と同じような機関設計をする会社もあっていい。それぞれ自由に定款に記載することになる。

さて、今まで定款にない「相対的記載事項」として私が関心を持っているものとして、相続人等に対する売渡の請求、及び 特定の株主からの自己株式取得の規定、がある。

は、「相続その他の一般承継により株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求できる」というような内容となる。相続で取得した株主には譲渡制限の効力は及ばない。そうした譲渡制限が及ばずに新たに登場する株主への対応策となる条項である。

は、「株主総会の決議によって特定の株主からその保有する株式の全部または一部を取得することができるが、それ以外の株主は売り主となれない」といった内容となる。非公開会社が自己株式を取得する場合、当然乍ら特定株主から相対阿取引で取得することになるが、当該株主以外に発生する売主追加請求権を定款で排除することを目的とした条項である。

同族中小企業と云えども、社歴を重ねる中で自ずと株主の顔触れは変わっていく。親族であっても買い戻したい株主も登場してくるかもしれない。そんな時この条項が物を云う。

現実には、会社法施行に伴って定款を変更すべき事項は多岐に及んでいる。その中で、「定款自治」という視点で追加すべき事項があるかどうか、その判断に迷うと思う。定款の変更そのものは定時株主総会又は臨時のそれで行うことになるが、いずれにせよ決算期が毎年到来するように定款変更時期も到来する。その時どうするか。今から考えておいた方がいい。

(都合により、レポート来週休みます)